

2014年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

【小論文】

問題 別添の資料1及び2を読んで、参考資料を適宜参考にしつつ、以下の設問に答えよ。なお、解答は、答案用紙の所定の枠内に収まるように記述せよ。

- (1) 資料1の毎日新聞の社説（以下単に「社説」という。（3）において同じ。）は、日本経済の「成長戦略」の観点から、女性の能力を活用するために「大胆な施策」を導入することを提案している。
- ① 「大胆な施策」とはどのようなものか。
 - ② 「大胆な施策」が実行されるとどのような効果が生じると「社説」は論じているか。
 - ③ 「大胆な施策」を導入しようとする場合、どのような困難があると考えるか。あなたの意見を述べよ。
- (2) 資料2のプレスリリースに示されているように、国立大学法人X大学は、平成22年（2010年）3月に、平成24年度（2012年度）の理学部数学科一般入試（後期日程）において「女性枠」を導入することについて公表したものの、約1年後の平成23年（2011年）5月に、それを取り止めることを発表した。
- ① X大学が当初導入しようとした「女性枠」の目的及びその内容は何か。
 - ② X大学がその後「女性枠」を取り止めることにしたのは、どのような問題点があったからか。主な問題点を2つ挙げて説明せよ。
 - ③ X大学の変更後の制度は、どのように評価すべきか。
- (3) 資料1及び2に関し、
- ① 「社説」が提案している「大胆な施策」とX大学が導入しようとした「女性枠」は、制度として、どのような類似点と相違点があるか。
 - ② 「男女共同参画社会」（参考資料参照）の実現に向けて前に進むためには、どのようなことをしなければならないか。あなたの意見を述べよ。

※別添資料1として、「毎日新聞社説（2012年5月4日）」を筆記試験時に配付しました。

資料2：X大学のプレスリリース（2011年5月19日）

PRESS RELEASE (2011/05/19)

理学部数学科における平成24年度一般入試（後期日程）の変更について

概要

平成24年度入試から実施を予定していた、理学部数学科における一般入試後期日程の「一般枠（4人）」と「女性枠（5人）」について、女性枠を取り止めることとし、平成24年度入試においては、男女とも出願可能な「一般枠A（4人）」と「一般枠B（5人）」に変更し、実施します。

内容

平成22年3月に、理学部数学科においては、優秀な女子学生の獲得に向けた取組として、平成24年度入試から、一般入試の後期日程における募集人員の一部（5人）を女性枠に設定した入試を実施することについて公表しておりました。

理学部数学科において、女性枠入試の導入を計画した意図は、数学分野で女子学生の志願者・入学者の増加を図ることが、社会における女性研究者の比率を増加させることに繋がり、このことは、男女共同参画社会形成のための措置であると考えていました。

女性枠の導入を公表後は、様々な反響がありました。その中で、女性枠入試は、法の下の平等の観点から問題があるのではないかとのご意見があり、このまま女性枠入試を実施した場合における社会的影響や入学した学生の精神的負担などを総合的に判断しまして、理学部数学科における一般入試後期日程の「女性枠（5人）」を取り止めることとしました。

理学部数学科の女性枠を目指していた高校生等の皆様や高校等の関係者の皆様には、多大な迷惑をおかけしましたことを、深くお詫びいたします。

なお、平成24年度入試の「一般枠B」における実施教科・科目等は、以前に公表しております「女性枠」のそれと同様にしております。

●●大学としましては、今後とも、男女共同参画の推進や女性研究者増加の推進などに努めるとともに、理学部数学科においては、女性の志願者増を図るべく引き続き努力を続けることにしています。

実施時期

平成24年度入試で実施

（平成25年度以降の選抜方法については、早急に検討し公表する。）

募集人員の変更

（変更前）

【理学部数学科の入学者選抜ごとの募集人員】

入学定員	一般入試		アドミッション・オフィス入試		
	前期日程	後期日程		大学入試センター試験を課すAO入試	大学入試センター試験を課さないAO入試
		一般枠	女性枠		
54人	36人	4人	5人	8人	1人

(変更後)

【理学部数学科の入学者選抜ごとの募集人員】

入学定員	一般入試		アドミッション・オフィス入試		
	前期日程	後期日程		大学入試センター試験を課すAO入試	
		一般枠A	一般枠B		
54人	36人	4人	5人	8人	1人

■実施教科・科目及び配点(変更なし)

一般枠A

大学入試センター試験		一般入試(後期日程 一般枠A)	
国語 50	「国語」	数学 200	「数学Ⅰ」, 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅲ」, 「数学A」, 「数学B」, 「数学C」
数学 100	「数学Ⅰ・数学A」, 「数学Ⅱ・数学B」		
理科 50	「物理Ⅰ」, 「化学Ⅰ」, 「生物Ⅰ」, 「地学Ⅰ」から1		
外国語 100	「英語」, 「ドイツ語」, 「フランス語」, 「中国語」, 「韓国語」から1 ※平成24年度から「英語」はリスニングの成績も利用する。		

一般枠B

大学入試センター試験		一般入試(後期日程 一般枠B)	
国語 50	「国語」	数学 200	「数学Ⅰ」, 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅲ」, 「数学A」, 「数学B」, 「数学C」
数学 100	「数学Ⅰ・数学A」, 「数学Ⅱ・数学B」	外国語 100	「英語」
理科 50	「物理Ⅰ」, 「化学Ⅰ」, 「生物Ⅰ」, 「地学Ⅰ」から1		
外国語 50	「英語」, 「ドイツ語」, 「フランス語」, 「中国語」, 「韓国語」から1 ※平成24年度から「英語」はリスニングの成績も利用する。		

参考資料

(i) 日本国憲法第14条第1項

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

(ii) 男女共同参画社会基本法（平成11年公布施行）前文、第1条、第2条

前文「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」

第1条（目的）「この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」

第2条（定義）「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

(iii) 内閣府男女共同参画局ホームページ（一部改変の上、抜粋）

「内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定、『2020年30%』の目標）を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つである「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）を推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。」

「ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。」

「ポジティブ・アクションには多様な手法があり、例えば、次のように分類できます。各団体、企業、大学、研究機関などの特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要です。

- (1) 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式
性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法（クオータ制）等
- (2) ゴール・アンド・タイムテーブル方式
指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法
- (3) 基盤整備を推進する方式
研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るために基盤整備を推進する手法」